

## 亀山市告示第1号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

なお、利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに亀山市長に当該事業計画の変更に関し意見を申し出ることができる。

平成28年1月8日

亀山市長 櫻井義之

### 1 事業名

北勢沿岸流域関連亀山市公共下水道事業

### 2 変更に係る予定処理区域

「別図」のとおり

なお、「別図」は亀山市建設部上下水道局下水道室に備え置いて縦覧に供する。

### 3 工事完成予定年月日

平成29年3月31日

### 4 縦覧期間

平成28年1月8日から同月22日まで